

意見書・再意見書

H30年 6月 2日

吹田市長宛 殿

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------------|---|-------|--------|
| 開 発 事 業 の 名 称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予 定 建 築 物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意 見 の 内 容 | <p>佐竹台5丁目民活プロジェクトの計画案により、 一期会西側の緑地帯が大幅に削られています。 長きにわたって大切に育まれてきたこの緑地帯は、 住民のみならず、地域全体の財産です。 これからも面積、高さ共に現在のまの形を 残していくべきだと思います。</p> | | |
| ※受付年月日 | 30年5月5日 | ※受付番号 | 第 号 |
| ※備 考 | | | 30-レ-3 |
| | | ※受付印 | 30-レ-3 |



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.3 1

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の植栽計画を含めた地盤整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・~~再意見書~~

H30年 6月15日

吹田市長宛 殿

住所

氏名

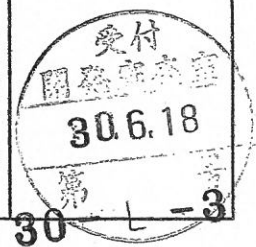
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------|---|-------|--------|
| 開発事業の名称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | <p>一期会の住民は、今ある環境をずっと守ってきた、各家から見える周りの環境も守り続けてきた、そのため新たに入居してくる人々も、周りに良い環境を与えるよう、緑化や家の概観、また窓ガラスの位置まで意識して協力し合ってきた。今回のプロジェクトではあとから入ってくる住民としてやはり同じような配慮をしていただきたい。具体的には、以降に述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一期会西側の現在の緑地帯は、最低限現状まま残すべきである。 個人所有となる緑地部分は、将来ぎりぎりまで擁壁が立てられ、その上に3階建ての空間に余裕のない住宅が建てられる可能性がある。それを防ぐためにも緑地の個人所有は避けていただきたい。 今回のプロジェクトは、一期会から見ると高台にあり、見下ろせる状況である、隣接する住宅から直接見下ろせない対策をしてもらいたい。なぜなら、家の中をのぞかれることを意識して、また他人の家をのぞけないこと意識して各住民は建築時に設計をして自分たちの資産を作り上げてきたい。それらの配慮を無視したプロジェクトは、各自の資産およびプライベートの侵害である。 | | |
| ※受付年月日 | 30年5月15日 | ※受付番号 | 第 号 |
| ※備考 | | | 30-L-3 |



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.3 2

見解書

1. 法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の植栽計画を含めた地盤整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
2. 法面緑地に関しましては、前述の通りです。ご理解賜りたく存じます。
3. 計画地からの視線につきましては、計画している法面緑地が緩衝帯となってしまうことや宅地間に高低差があることから、住戸間の見合いが発生することは少ないかと存じます。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 10日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------|---|-------|--------|
| 開発事業の名称 | 大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | <p>・戸建予定図では大きく削られている緑地帯について ただの雑木林に見えるかも知れませんが、近隣の住民にとっては、木も大きく育ち、野鳥も多く、ゆっくと感じさせてくれる生活の一部でかけがえのないものである。今、矢張り二度と取りもどすことはできず、その場で残してほしいと思っております。</p> <p>・戸建住宅の一区画の大きさについて 生垣や庭木などのある、緑のある住宅地であることを願っています。予定図の大きさは、それは望めないのではないのでしょうか。</p> <p>隣接地の自治会、一期会では、建築協定、地区計画で環境を守ることに努力を重ねてきました。この住環境を大切にしたい思いを汲んでいただき、緑も減らすことのない開発をお願いいたします。</p> | | |
| ※受付年月日 | 30年5月15日 | ※受付番号 | 第 号 |
| ※備考 | | | 30-1-3 |



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.33

見解書

- ・法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- ・宅地面積につきましては、当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。
- ・当計画地につきましても、地区計画若しくは建築協定を策定し、良好な住環境を形勢する予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 7日

吹田市長宛 殿

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------------|---|-------|------------------------|
| 開 発 事 業 の 名 称 | 大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予 定 建 築 物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意 見 の 内 容 | 西側の現在の緑地帯を残しておくべきである。 | | |
| ※受付年月日 | 30年5月15日 | ※受付番号 | 第 号 <u>30-シ-3</u> ※受付印 |
| ※備 考 | | | |



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.3 4

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 2日

吹田市長宛 殿

住 所


氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~ の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書 ~~見解書に対する再意見書~~ を提出します。

| | | | |
|---------------|---|-------|---|
| 開 発 事 業 の 名 称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予 定 建 築 物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意 見 の 内 容 | <p>長年以 来、この地区では 水と空気の環境 緑、水あふれる環境) の維持に 取り組んで来ましたが、 どうかその事を十分留意、考慮に 事業を行っていただく事を願います。</p> | | |
| ※受付年月日 | 30年5月5日 | ※受付番号 | 第 号 |
| | | | 30-シ-3 |
| ※備 考 | | | ※受付印  |

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.35

見解書

千里ニュータウンのまちづくり指針、環境配慮指針を厳守し、周辺の住環境との調和を維持した計画を進めて参ります。

本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約1,130㎡）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・~~再意見書~~

H30年 6月13日

吹田市長宛 殿

住 所


氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------------|--|-------|---|
| 開 発 事 業 の 名 称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予 定 建 築 物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意 見 の 内 容 | <p>緑化率につきまして、条例基準の最低ライン25%は満 たしているとのことですが、50年以上にわたり緑を大切に してきたこのエリアの住民^{の想}を考慮し、少しでも緑が 多くなるようご配慮をお願い致します。</p> | | |
| ※受付年月日 | 30年5月15日 | ※受付番号 | 第 号 |
| ※備 考 | | | 30-シ-3 |
| | | ※受付印 |  |

- 注 1 のある欄は、該当するにレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.36

見解書

本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用部分のみで約 1,130 m²）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月//日

吹田市長宛 敬

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 開発事業の名称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | 一期合の西側にある現在の緑地帯をそのまま残して戸建住宅の 一面大きくして一期合の土地建物のバランスよくして ほしいです。 | | |
| ※受付年月日 | 30.5.15日 | ※受付番号 | 第30-L-03号 |
| ※備考 | | | ※受付印 受付 関野 多室 30.6.18 30-L-03 |

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.37

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。宅地面積につきましては、当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・~~再意見書~~

H30年 6月 7日

吹田市長宛 殿

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------|--|-------|----------------------------|
| 開発事業の名称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | 一期会の西側の戸建住宅用地の地盤を變えずに維持して欲しいです。 収納がたたくさんある様にして欲しい。 | | |
| ※受付年月日 | 30年5月15日 | ※受付番号 | 第30-L-03号 |
| ※備考 | | | ※受付印 30.6.18 30-L-03 |

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.38

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の植栽計画を含めた地盤整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。収納につきましては詳細がまだ決定致しておりません。ご意見として賜ります。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 12日

吹田市長宛 殿

住所


氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------|---|-------|---|
| 開発事業の名称 | 大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | <p>数十年にわたり、千里ニュータウン佐竹台地区の歴史的環境空間として守られ維持管理され、周辺住民に親しまれてきた緑地帯が将来無くなってしまうことに、残念に思います。大片的緑地帯が個人所有となってしまうことは将来この自然環境が失われてしまうことに危機感を覚えます。現状のこの緑地帯の自然環境を将来の住民に残すことを切望いたします。</p> | | |
| ※受付年月日 | 30年5月15日 | ※受付番号 | 第30-L03号 |
| ※備考 | | | ※受付印  |

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.39

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書


H30年 6月12日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとおりの 説明報告書に対する意見書 を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 開発事業の名称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | <p>何十年にも渡り佐竹台地区の親まれている緑地帯が近々将来個人所有となり、無くなることにより危機感を感じます。何十年にもわたり野鳥や住民の癒しとなってきた地帯は、このまま残して維持してほしいと思う佐竹台地区の大事な自然として、周辺地域の住民が自由に訪れ癒される自然環境として、残していただくよう強く願います。もと自由に周辺住民が癒しのため出入りできるように環境整備していただくことを願います。</p> <p>緑地帯(グリーンハート)は現状のまま残してほしい。</p> | | |
| ※受付年月日 | 30年5月15日 | ※受付番号 | 第30-1-03号 |
| ※備考 | | | ※受付印  |

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 40

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 10日

吹田市長宛 殿

住 所


氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書 ~~見解書に対する再意見書~~を提出します。

| | | | |
|---------------|--|-------|---|
| 開 発 事 業 の 名 称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予 定 建 築 物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意 見 の 内 容 | <p>一 緑地帯を有する戸建住宅5戸(敷地面積270~280㎡)については、その土地の所有者が代わった後も緑地帯としてそのまま残るようにすべき。あるいはその緑地帯を5戸の個人所有ではなく、分譲74戸の共同所有にすべき</p> <p>一 分譲地東側の既存戸建地域(一期会のエリア)に隣接する敷地は、現状通りの高さもしくは現状より低めとする。間違っても現状より高くしないこと</p> <p>一 分譲74戸分のエリアに地区計画を設定し、建築物高さを10m以下とする</p> <p>一 分譲74戸分のエリアに地区計画を設定し、民泊を禁止する</p> <p>一 入居者には自治会を設立すること、および全戸加入の条件をつけてほしい</p> <p>一 本意見書に対する見解書は、吹田市に提出するのみならず、住民説明会を行い地元住民に見解をキチンとかつ丁寧に説明してほしい</p> | | |
| ※受付年月日 | 30.5.15 年 月 日 | ※受付番号 | 第30-L-03号 |
| ※備 考 | | | ※受付印  |

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手續等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 4 1

見解書

- ・法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の植栽計画を含めた地盤整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- ・当計画地につきましては、地区計画若しくは建築協定を策定し、良好な住環境を形勢する予定です。ご理解賜りたく存じます。
- ・構成する新たな自治会に加入する事は販売時に推奨は致しますが、強制する事は出来かねます。ご理解賜りたく存じます。
- ・条例上の手続きでは、意見書に対する見解書は吹田市に提出し、その後再意見書が出されれば、再見解書でお答えする事になります。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月13日

吹田市長宛 敬

住 所


氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書 ~~見解書に対する再意見書~~を提出します。

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 開発事業の名称 | 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意見の内容 | <p>・ 一期会と新戸建ての緑地 を 個人所有とせよに公園から続く通路か空地として残して欲しい。</p> <p>・ 「吹田市開発事業の手續等に関する条例」の第3条、第10条の3、第11条の2を守ってもらいたい。</p> <p>・ 吹田市まちづくり指針、エコタウン再生指針を守って欲しい。</p> <p>・ 緑の大事さを理解してもらいたい。</p> | | |
| ※受付年月日 | 30年5月15日 | ※受付番号 | 第30-L-03号 |
| ※備考 | | | ※受付印  |

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 4 2

見解書

- ・法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- ・吹田市開発事業の手続等に関する条例、吹田市環境の保全等に関する条例に則り、また千里ニュータウンのまちづくり指針を厳守し、周辺の住環境との調和を維持した計画を進めて参ります。ご理解賜りたく存じます。
- ・本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約 1,130 m²）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。千里ニュータウンのまちづくり指針、環境配慮指針を厳守し、周辺の住環境との調和を維持した計画を進めて参ります。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。